

ホテル・旅館の建物に係る固定資産評価の見直し（固定資産税）

来年度以降の検討事項とされた。

<参考>平成23年度税制改正大綱（平成22年12月16日閣議決定）（抄）

第3章 平成23年度税制改正

9. 検討事項

〔地方税〕

（5）観光立国の観点から重要な役割を果たすホテル・旅館の用に供する家屋に係る固定資産評価については、当該家屋の使用実態等を把握するとともに、家屋類型間の減価状況のバランスを考慮するための実態調査等を行うなど、できるだけ速やかに検討を行います。